

令和2年4月22日

## 新型コロナウイルス感染症対策に伴う低炭素建築物の 認定申請等の郵送対応について

新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するため、低炭素建築物の認定申請等（計画変更を含む）、及び完了報告書の提出は、窓口での受付以外に、当面的間、郵送でも受付します。

### 1. 申請方法

- (1) 申請書類一式を住宅政策課まで送付いただき、到着しましたら、手数料の納付書を郵送でお送りいたします。
- (2) 手数料の納付が完了しましたら、確認のため、領収書の写しをファックス等でお送りください。
- (3) 手数料の納付の確認ができましたら、審査を開始します。

#### ※留意事項

- ・ 郵送にて手続きをされる場合は、事前に住宅政策課へご連絡ください。
- ・ 通常の窓口受付より、日数を要することが予想されますがご了承ください。
- ・ 郵送されます際は、申請書等は「信書」になります。必ず信書便を取り扱うサービスをご利用ください。メール便や宅急便等での送付はできません。
- ・ 認定通知書、副本等については、「郵送」にて返送します。  
宛先を記入のうえ、切手を添付した返信用封筒又はレターパックを同封ください。
- ・ 手数料の支払い方法については、定額小為替でも可能です。その際は、申請書類一式に手数料分の定額小為替を添付し送付ください。定額小為替をご利用の際はおつりがないようにお願いします。定額小為替は郵便局で購入して下さい。

### 2. 図面の修正等

指摘事項がある場合や図面修正が必要な場合はメールまたは電話にてご連絡しますので、ご連絡先を明記していただきますようお願いいたします。

### 3. その他

添付書類や手数料については、ホームページをご参照ください。また、不明点につきましては、下記連絡先までお問い合わせください。

郵送対応についての問い合わせ先

〒 960-8601 福島県福島市役所五老内町3番1号

福島市役所 都市政策部 住宅政策課 住宅政策係

TEL 024-525-3757 FAX 024-533-0026

E-mail k-juu@mail.city.fukushima.fukushima.jp